

# 地名 散歩

## 第73回 坂の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

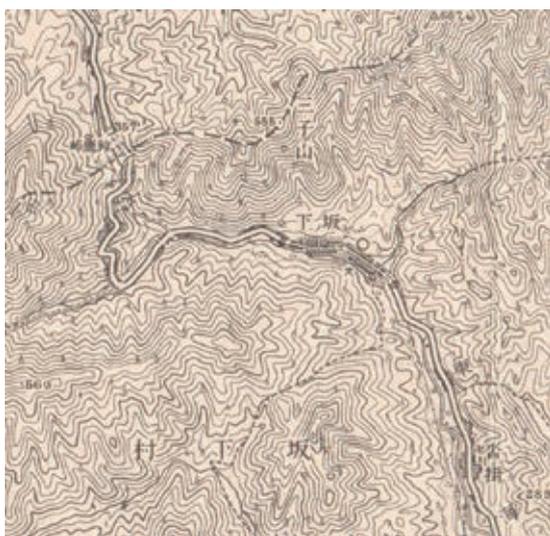
日本は山国なので、移動する時にどうしても標高差を避けられない土地が多い。そこで作られる勾配のある道が坂(坂道)である。坂の付く地名は全国各地に数多く分布しているが、市名に限定すると「○坂」という名前が付いているのは全国でも長野県須坂市だけで、阪の字を含めると大阪市、大阪府東大阪市、三重県松阪市の3市が入るという意外な少なさだ。

大阪が近世までは大坂と書くことが多かったのはよく知られているが(大阪もあった)、これは坂という字が「土に反(返)る」のがよろしくないとされたためで、同じような意味を持つ阪の字に替えたという。伊勢の松坂もかつては松坂の表記が多く用いられていたが、大阪に倣って明治期からは松阪に統一している。

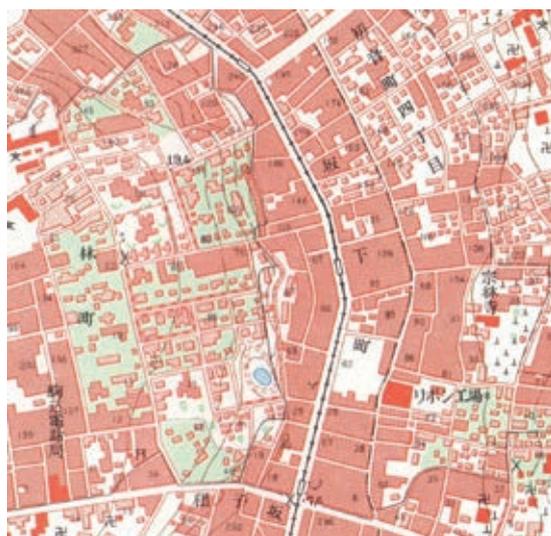
当然ながら坂の上下を表わす地名は多く、

最も多いのは坂本(坂元・阪本など)だろう。もとだから坂の下である。宮城県山元町の坂元は大神坂と称する坂の麓に位置するのが由来だとしているし、埼玉県飯能市坂元も正丸峠と南沢峠の坂下にあたることによるという。さらに神奈川県伊勢原市の坂本は大山・阿夫利神社へ登る参道の坂下、富山県南砺市の坂本も古代官道の坂下に位置することから名付けられたとされる。滋賀県大津市には比叡山へ上がる坂道の下に坂本と下阪本の町名がある。中山道が碓氷峠を越える手前には上州坂本宿(群馬県安中市)。

坂本と同じ意味で坂下という地名も多く、中央本線の坂下駅(岐阜県中津川市)もやはり文字通り坂の下の土地から来ているようだ。ちなみにその上流側には対のように川上という地名がある。かつては「かおれ」という珍し



鈴鹿峠への坂道の下方にある東海道の坂下(坂ノ下)宿。右下の杵掛も安全を祈って杵を掛けた峠下の地名として知られる。1:50,000 「亀山」昭和12年修正



西側の台地から下ってくる団子坂などの坂道の下に広がっていた駒込坂下町(坂下町と表記)。今は千駄木の一部である。1:10,000 「上野」昭和31年修正

い読みだったが、昨今は漢字に影響されて「かわうえ」になった。岐阜県下呂市馬瀬まぜの川上は今も「かおれ」と読んでいるけれど。

さてその坂下駅から中央本線で3つほど名古屋へ進むと美乃坂本駅みのさかもとがあって、これは古代東山道とうざんどうの神坂峠みさかの麓に由来するという。リニア新幹線の「岐阜県駅」予定地として脚光を浴びているが、なぜ美濃みのでなくて美乃みのなのかといえば、駅が設置された大正6年(1917)当時は、地元で画数の多い美濃を簡略化して「美乃」と書くことが普通に行われていたからだという。それでも他に美濃の付く駅が数多い(美濃赤坂、美濃太田、美濃白鳥など)中で、略字を用いているのはここだけだ。鉄道の駅ではないが東海道五十三次の宿場には坂下さかのした(坂ノ下・阪之下とも)宿がある。こちらは鈴鹿峠の直下のまさに坂ノ下に位置している。

「さかした」と読まない例では福島県会津坂下町ばんげが珍しい存在だ。語源としては崖を表わすハケ・バケが転訛したとされているが、実際に西に聳える山地から見て坂下に位置することも加味したのではないだろうか。いずれにせよ昔からバングと呼んでいる土地である。ちなみにJR只見線の会津坂下駅は前述の中央本線坂下駅と区別するために会津を冠したものだ。昭和30年(1955)に坂下町ほか5村が合併した際にこの「会津つき」の駅名が自治体名として採用されている。

もうひとつ坂下という地名で珍しい読みとしては岐阜県下呂市小坂町坂下さこれがある。難読であるが「さこり」とも読むそうで、サカ+オリ(坂下り)と考えれば納得できるのではないだろうか。JR高山本線の車窓から見える東上田ダムの対岸の地域である。難読であるから

濃飛バスの停留所は「さこれ」と平仮名になっている。

東京都23区内にはかつて「坂下町」がいくつもあった。都心部の方から挙げていくと、まずは麻布坂下町。西の台地からの坂下にあたるのが起源というが、昭和37年(1962)に麻布十番の一部となって消滅している。文京区駒込坂下町は道灌山下どうかんやまから団子坂下しほすにかけての不忍通り沿いで、文字通り坂下の町だった。こちらも昭和40年(1965)に千駄木の一部となって消えている。同じ区内の大塚坂下町は富士見坂の下にあることに由来するが、これも昭和41年(1966)に大塚の一部となった。品川区にも大井坂下町があった。他の坂下町と同様に住居表示法の嵐が吹き荒れていた昭和39年(1964)に南大井の一部となって消滅。坂の街・江戸以来の町名が戦後までいくつも残っていたのに、実に惜しいことをしたものである。他にも富坂とか菊坂町など東京にあった坂の町名は実に多くが失われた。ぜひとも復活を望みたいところだ。余談ながら志村坂上さかうえ駅、中野坂上駅という坂上の駅はある。

町名地番整理でおかしなことになったのが日野市の大坂上おおさかうえという町名である。もとは日野市大字日野の一部(字大坂西・大坂上・姥久保上ほか)であったが、甲州街道が日野台地上る坂の上に由来する大坂上の小字を採って町名にした。それはいいのだがエリアを坂の下まで含めたため、中央本線日野駅前のロータリーなど、坂を下りきった場所なのに大坂上を名乗ることになってしまった。都市計画担当者は、くれぐれも等高線のない地図に線を引いてはいけない。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

# 土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.735  
2018 April



表紙写真

## 「はるの測量」

第32回写真コンクールはーもにー賞  
井上 裕紀●群馬会

地名散歩 今尾 恵介

03 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2018 Part17  
～まちづくり 未来へつなげるために～

07 第19回 法整備支援連絡会

法務省法務総合研究所国際協力部主催

11 平成29年度東ティモール共同法制研究研修会

13 愛しき我が会、我が地元 Vol.50  
鹿児島会／山梨会

16 第11回国際地籍シンポジウム(福岡)  
研究論文募集のお知らせ

17 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

19 土地家屋調査士新人研修修了者  
近畿・中部・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会

21 第14回土地家屋調査士特別研修の日程について

22 会務日誌

24 土地家屋調査士名簿の登録関係

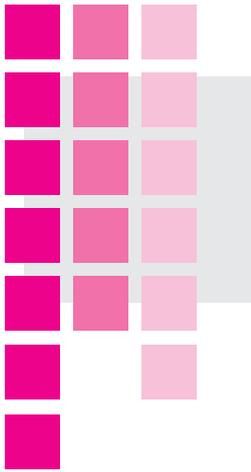
25 GPS測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内

26 ちょうさし俳壇

27 ネットワーク50  
福岡会／石川会／青森会

32 国民年金基金から

34 編集後記



# ほっかいどう地図・ 境界シンポジウム2018 Part17

～まちづくり 未来へつなげるために～

平成28年2月9日(金)、ホテルライフォート札幌におきまして、ほっかいどう地図・境界シンポジウム2018が開催されました。このシンポジウムは、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会が主催するものであり、今回で17回目となります。我々、北海道の土地家屋調査士に密接するほっかいどう地図そして境界をテーマに講演していただくものであり、毎回、多くの来場者が訪れるものとなっています。土地家屋調査士の他にも、法務局をはじめ関係官庁、関係団体、そして一般市民と300名近い方々が訪れるものとなっており、会場の空席は、ほぼ無い状態となる歴史のあるシンポジウムです。

本年のシンポジウムは、

・開会の辞

北海道ブロック協議会副会長  
坂下直樹氏



会場風景

・主催者代表からの挨拶

北海道ブロック協議会会長  
辻雅巳氏

・来賓挨拶

札幌法務局長  
鎌倉克彦氏

日本土地家屋調査士会連合会会長  
岡田潤一郎氏

の方々からお話をいただいた後に、第1部講演・第2部講演と2部編成により開催されました。



主催者代表挨拶  
北海道ブロック協議会 辻雅巳会長



来賓挨拶  
札幌法務局長 鎌倉克彦氏



来賓挨拶  
日本土地家屋調査士会連合会 岡田潤一郎会長

## 講演第1部

### 「土地の相隣関係と時効」

北海道大学名誉教授

松久三四彦氏



北海道大学名誉教授  
松久三四彦氏

今回、土地の相隣関係と時効というテーマですが、所有者不明の土地についても少し言及した形でのお話しをしたいと思います。

相隣関係というのは、条文の数はかなり多いですが、読むとおおよそ理解できるということで、この相隣関係について話しをすることは、逆に大変難しいことです。加えて、それに時効というタイトルが付くと、法律上の相隣関係が、時効により取得できるのかということにはならないので、相隣関係に近いところでの話として、「時効が、どのように関わっていくのか。」ということをお話しするのは、また難しいこととなるために、どのようなお話しをさせていただくのが適当か考える時間が多少長かったです。

この相隣関係というのは、隣接する土地所有権相互の関係をいいます。大掴みなイメージとしては、一方の所有権が実質的に膨らみ、他方の所有権がその分だけ凹むといったような関係です。所有権は民法207条において、上下に及ぶとなっています。いわば、立体的

な縦の関係と、横の関係を種として規律している。比喩的にいうとそれが、相隣関係とってよいかと思われま。

この相隣関係の条文は、古めかしい言葉も残っていますが、先ほど申しましたとおり読むと分かるため判例もさほどありません。そのような中で、相隣関係が顔を出す数少ない所の一つとして、「物件的請求権と費用負担」といった問題があります。土地が、斜面または段階的にAの土地と、それに隣接するBの土地が高い所にあるとき、地震と強風等が重なりBの所有する高い土地から、Aの低い土地へ灯籠が落ちてきたときに、所有権の効力としてAはBに対して、この灯籠は、自分の土地を侵害しているとして妨害排除請求権が出てきます。よってAがBに対して、「どけなさい」ということをいえるのが一方にあります。細かな議論はありますが、もしその主張が許されるならその費用に関してはBが負担することとなります。ところが、Bにしてみれば、Aの土地が低いところにあるのだからAが悪い。よって、自分の灯籠を「返せ」という返還請求権も成立するのではないかと話が出てきます。返還請求ができるようになったときは、返還しなければならぬ人が費用負担をするのか…。等を基本的な設例として物権的請求権と費用負担というジャンルといえますか、これがかなりの蓄積のあるところ。

そのような中で、上の方の土地が崩れそうな感じと、崩れた感じの状態が長期間続くときに、柵等を設けて崩れ落ちてこないように

するために、どちらがどちらに請求できて、どちらが費用を負担するのか…、といった難しい問題が、物権的請求権と費用負担というところに裁判例としてもあります。その辺りに相隣関係の考え方を持ってきて、「この場合は双方で費用を負担してはどうか。」といったような数少ない裁判例がありますので、そういった所で相隣関係が顔を出すというのが一つです。

時効が出てくるのは、地役権との関係で出てくることがあります。時効による地役権の取得として、一般的な規定の民法163条に加えて、要件を民法283条で更に活用しています。通行地役権の場合は、単に隣家の庭先を長年通行させてもらっていたというだけでは十分ではなく、少なくとも通路が開設されていたことを要します。それ以外に、その通路の開設が要役地所有者によってなされていたことまで必要とするのが判例の立場です。地役権が時効で消滅する場合として、第三者が承役地を時効取得する場合と、もう一つが、地役権そのものが放置することによって消滅時効に掛かるということがあります。それは債権ではないので、20年間行使しないときは、時効によって消滅します。起算点は、不継続地役権(通路を設けない通行地役権)では最後の権利行使の時、継続地役権(通路を開設する通行地役権、観望地役権)ではその権利行使を妨げるべき事実の生じた時となります。地役権の不行使が部分的であった場合(通行地役権で予定された幅員を下回る通路しか開設しなかった

場合)には、その不行使の部分だけが時効によって消滅するということになっています。

最後に、所有者不明土地問題であるが、国土審議会土地政策分科会特別部会の中とりまとめ概要①から③が出されています。所有者不明土地の現状と課題、所有者不明土地の円滑な利用を可能にする制度と更なる検討課題が記載されていますが、それぞれ、所有者不明の土地を探して20年の占有を得るといった悪意占有者に対して、取得時効を認める裁判例が出てくるかは分かりません。悪意の占有者に時効取得の裁判例は、例外的といえますか、やむを得ないケースしかありませんが、最大の切り札は、所有者不明の土地を一気に時効取得して登記してしまうことではないのかと述べられました。

## 講演第2部

### 「相続登記の推進について」

札幌法務局民事行政部長  
佐藤隆氏



札幌法務局民事行政部長  
佐藤隆氏

今回の話のテーマは相続登記の推進となっています。固定資産税を払っていても相続登記を済ませていない等が要因として問題が顕在化しています。そこで法務省・

法務局は、「未来につなぐ相続登記」をキャッチフレーズとして、相続登記の促進に取り組んでいます。

「所有者の所在の把握が困難となっている土地」が、「所有者不明土地問題」といわれています。この問題が大きく取り上げられるきっかけは、東日本大震災の復興の際に、長期間にわたり相続登記がなされていないため、登記簿の土地所有者と実際の土地所有者とが、異なる結果となり、所有者の所在の把握が困難となって、復興事業における迅速な用地取得に支障が生じているといったことが報道されて、社会的な関心を集めるようになりました。この所有者不明土地問題の多くに共通することは、相続時に速やかに登記の名義変更、つまり、登記簿上の亡くなった所有者から、その土地を相続した方への相続登記が行われないまま、更に新たな相続が発生することによって相続人が増え、結果、相続人の把握が困難になったということです。また、この相続登記が行われていない事が空家問題の要因の一つといわれています。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、長期間相続登記が未了となっている土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すことが盛り込まれました。なお、所有者不明土地問題への対応については、国土交通省においても検討がなされており、所要な法案は国土交通省が提

出する方向で進んでいます。

この問題の法務省での対応として、検討している内容を説明させていただきます。不動産登記法の特例として、長期相続登記未了土地の解消に係る内容は、公共事業等を実施しようとしている事業実施主体が、その事業の目的の実施を迅速に果たすために、当該、事業を行う地域内の土地について相続が発生していないか、また、相続が発生している場合に相続人として登記名義となり得るのが誰か…というのを、法務局の登記官が調査を行って、調査結果を相続登記の促進につなげようという仕組みの創設を考えています。

登記官による調査の結果、所有権の登記名義人の死亡後、長期にわたり相続登記がされていない場合について、職権によって長期相続登記未了の土地である旨を当該土地の登記記録に記録するとともに、所有権の登記名義人の相続人に対して、相続登記を促すことができるということを検討しています。併せて、所有権の登記名義人の法定相続人情報を法務局に備え付けることも検討しています。また、所有権の登記名義人の相続人の探索を行う場合に、必要な限度で市区町村から必要な情報を提供してもらい必要もあるため、これを可能とする内容も検討されています。

検討されていることが実現された場合の効果は、調査で判明した相続人本人に対して、直接的に相続登記を促すことにより相続登記の促進が期待でき、法務局に備え付けた法定相続人情報については、相続登記の申請に当たり添付

書類として利用することができるということも考えています。よって、相続登記申請人の手続の負担の軽減が見込まれるということがあります。また、法定相続情報を必要に応じて、事業実施主体に提供することにより、事業実施主体の所有者探索のコストの削減及び簡便化も期待できる等、かなりの効果が期待できます。したがって、この取組が実現された場合は、各種事業の円滑化・進展に大きく寄与できるものと考えられているところです。ただ、これだけでは全ての相続登記に対応することは難しいため、更に新たな施策を今後も検討していく必要があると思っています。

相続登記がされない背景の一つに、資産価値のない不動産の場合、登記に有するコストの方が高額になるということが、相続登記のさ

れない一つの要因にあるといわれています。この問題の対応策として、土地の相続登記に関する登録免許税の免税措置の創設が、平成30年度の税制改正の大綱に盛り込まれて、昨年12月22日に閣議決定されました。この登録免許税の免除措置の一つとして、相続によって土地の所有権を取得した者が、当該、土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡し、その者の相続人等が、今年4月1日から平成33年3月31日までの3年間の間に、死亡した者を登記名義人とするために受ける移転登記の登録免許税を免除することと、もう一つは、法務大臣からどのような指定がされるかは、まだ分からないが評価額が10万円以下の土地については、相続を原因とする所有権移転登記の際には、登録免許税は免除するといった二つが盛り込

まれています。

今後、詳細が決定した際には、法務局は効果的な周知方法を図っていきたいと述べられました。

講演が終了し、杉村久哉北海道ブロック協議会副会長から謝辞が述べられ、「ほっかいどう・地図境界シンポジウム2018 Part17」は盛況のうちに終了しました。

このシンポジウムの開催に当たり講演をいただいた方々、寒い中このシンポジウムにご来場くださいました皆様、本当にありがとうございました。そして会場の手配から当日の準備、進行まで全てを行っていただきました札幌会の実行委員会(PT)の皆様、本当にお疲れ様でございました。

広報員 山本正樹(札幌会)

# 第19回 法整備支援連絡会

平成30年1月19日、法務省国際法務総合センター「国際会議場A」において、第19回法整備支援連絡会が行われました。東京会場をメイン会場とし、大阪会場(大阪中之島合同庁舎「国際会議室」)とTV会議システムにより両会場を接続し、意見交換が行われました。

昨年までは、法務総合研究所は大阪市にありましたが、矯正施設と研修施設を移転集約し、法務国際総合センターとして東京昭島市に平成29年完成のため、本年から東京会場をメイン会場として行われました。

法整備支援連絡会とは、法務省の法務総合研究所により、開発途上国・体制移行国に対する法分野における支援を効果的に実施していくために、関係機関・関係者間において、支援の現状や今後の在り方等について情報及び意見の交換を行い、連携を高めていくことが重要と考え、2000年以来開催されており、今回で19回目となります。

法整備支援連絡会は法務省法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構(JICA)が主催、最高裁判所・日本弁護士連合会・独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所・公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)が後援、「日本の法制度整備支援の発信力—どんな「メッセージ」を伝えられるか」をテーマに3部門に分けて行われました。



会場

## 第1部 基調講演

始めに、JICA 副理事長の越川和彦氏が「日本の法整備支援の経験と情報発信」をテーマに講演をされました。

「JICAとして途上国の法整備支援を20年間行ってきた。その際、常に大切にしてきたものは、相手国と日本の間には、政治・社会・文化・歴史の違いがあることを尊重した上で、大切なものは公正なルールの制定・利用・司法・アクセスの充実といった日本と相手国が交流できる分野を入り口として、政治的なアプローチをとることだと思う。法令や制度がいくらできて人々に納得されず、受け入れら



大阪会場との中継

れなければ意味のないことである。日本自体もアジアに位置する国でありながら、明治時代の近代化の過程で、平和と法整備に苦心した国で、戦後はアメリカの法制度を取り入れ、試行錯誤しながら法制度を発展させてきた歴史や経験があるからできると考える。日本は、法の支配という国際社会の安全をテーマに取り組む国として、取組だけに終わらせるのではなく、試行錯誤しながら途上国の法の支配の進展に貢献して、積極的に情報発信し、国際社会的に果敢に挑むことにつなげていくことが重要である。」

JICAの支援活動は、1992年に名古屋大学の大島先生が、ベトナムに対する民法起草支援を行ったことが始まりで、社会主義共和制国家のベトナムでは法案は国家機密として扱われ、当初は外国人であることを理由に取り入れてもらえなかったそうです。しかし、ベトナム側の事情をゆっくりと聴きこんで、問題を探り、真摯な姿勢にベトナム側が信頼を寄せていったそうです。

続いて、国際連合(UN)事務総長室長室法の支配ユニット長のアレハンドロ・アルバレス氏が「国際社会における「法の支配」を巡る議論の潮流」をテーマに講演をされました。

「法の支配に関する、我々の経験と、法の支配に関する法の支援に関し、もっと努力していかなくてはならない。法整備支援を国際的な視点で、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する。また人間の安全保障の具体化と、法遵守の文化の進行の重要性、さらには政治的リーダーシップが重要である。日本とアジアにおける非欧米国として、欧米の法制度を取り入れた経験に基づき、各国固有の文化社会

的背景を考慮に入れた上で長期的な変化を促す。」

日本から検察官、裁判官、弁護士出身の法律家の方々が、長期専門家として派遣され、日常ベースでの関係を構築することができ、当初期待していなかったメッセージが伝わったことを実際の事例を基に指摘されていました。

## 第2部 プレゼンテーション

国際開発計画(UNDP)政策・プログラム支援局ガバナンス・平和構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人権チームリーダー代行のアナ・パトリシア・グラッサ氏が、「UNDPにおける活動発信の狙いと取組み」をテーマに各国での支援の実例を紹介されました。

また、株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリックアフェアーズ部ディレクター・長野県参与の舟木成記氏が「日本の法整備支援を発信するに当たっての視座」をテーマにプレゼンをされ、法によって実現しようとするものをよく考えて、対話をする相手の文脈を理解して分かり合うことの大事さや、上から目線ではない言葉も大事であることを強調されていました。

## 第3部 パネルディスカッション

前半 「日本の法制度整備支援は、いかなるメッセージを持つのか」

モデレーター

法務省法務総合研究所国際協力部長

森永太郎氏



越川和彦氏



アレハンドロ・アルバレス氏

パネリスト

慶応義塾大学大学院法務研究科教授

松尾弘氏

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

小畑郁氏

JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ  
法・司法チーム課長

大久保晶光氏

東京地方検察庁検事(前国際連合薬物・犯罪事務所  
(UNODC) 犯罪防止・刑事司法担当官)

柴田紀子氏

後半 「日本の法整備支援を誰に、なぜ、何を、どの  
ように発信すべきか」

モデレーター

国連アジア極東犯罪防止研修所教官

渡部亜由子氏

パネリスト

UNDP 政策・プログラム支援極ガバナンス・平和  
構築グループ法の支配・司法・セキュリティ・人  
権チームリーダー代行

アナ・パトリア・グラッサ氏

外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官  
岡垣さとみ氏

株式会社博報堂テーマビジネス開発局パブリック  
アフェアーズ部ディレクター、長野県参与

舟木成記氏

JICA 法整備支援アドバイザー

佐藤直史氏

法務省法務総合研究所国際協力部副部長

伊東浩之氏

基調講演とプレゼンテーションを受け、モデレーターを中心とし、前半、後半とパネルディスカッションが行われました。基調講演でも幾度も耳にしましたが、「SDGs」について、外務省国際協力局地球規模課題総括課上席専門官の岡垣さとみ氏より説明がありました。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。その目標を達成するための政府の啓発方法や広報の取組事例について説明がありました。

また、私たちの業界に関連した事で、慶応義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘氏から、「法整備支援についてもっとも重要な土地法というのがある。国家の発展の基盤となるものである。地租を徴収する地券の発行による土地の商品化が行われた。



会場の様子

日本企業経営の中心は不動産を担保にして金交換を行い、日本の経済発展の起源になった。その後バブル経済を引き起こし、崩壊により商品価値を失った土地をどうすればよいか。土地を放棄できる規定はどこにもない。最近では、所有者不明土地に直面していてどうすればよいか、荒地になった土地の木が自分の家に覆い掛かっているのにどうしようもできない。元はといえば地券制度の導入に遡り、制度作りの難しさを感じる。」との意見がありました。

第3部のパネルディスカッションから上川陽子法務大臣が参加され、最後に挨拶をされました。「諸外国を訪問している中で、日本の法整備支援が高い評価をいただいていることを確信した。我が国の取組が互いを尊重し合う、そして協力をしながら法の支配を実現することによって、我が国においてもメ



上川陽子法務大臣

リットがあり、発展し成長することができる。評価されているからこれでいいのではなく、更に進化していくことが大切である」、「今後グローバル社会になりますので、勤務活動は元より、多くの方がボーダレスで活動していく時代です。その時に、自分の目線のみならず、相手国の立場に立ってこの法整備支援が役に立つことができるようにしていく。その際もSDGsの考え方にしっかりとリンクしながら取り組んでいきたい」と法整備支援の意義と今後の発展について述べられました。

## おわりに

法務省の法務総合研究所では、開発途上国を中心に法分野を支援してきました。かつて明治時期には、日本では他国より法整備の支援を受けてきた歴史がありましたが、今では法整備を支援する立場になりました。講演、意見交換の中で、「相手の立場に立って考える」「取組だけに終わらせないと」との言葉を何人かの方がおっしゃっていました。法整備支援だけではなく、業務や生活の中でも重要なことだと思いました。今回の連絡会は、土地家屋調査士としてあまりなじみのない世界ですが、現在連合会の研究所では、諸外国の登記制度を学び、日本の登記制度の発展のために研究を重ねています。法律に従うだけではなく、形成されてきた過程や登記制度について関心を持つことも大切なことだと思いました。

広報員 久保智則(長野会)

# 平成29年度 東ティモール共同法制研究研修会

東ティモール民主共和国は、東南アジアに位置し、その国土の面積は約1万4,900平方キロメートル(東京、千葉、埼玉、神奈川的首都4都県とほぼ同じ大きさ)である。2017年に独立15周年を迎え、中期国家開発戦略の中で本格的な経済開発への取組を開始している。

2017年6月に国民に土地の所有権を認める不動産所有権の定義のための特別措置法及び土地収用に関する基本的な手続を定める公共事業のための土地収用法が成立し、9月に施行された。

しかし、それらの実施のための土地の所有権の確定方法、登記収用等の整備が遅れ、喫緊の課題となっている。現在、地籍調査及び登記制度の構築を検討すると同時に境界紛争に行政的に解決する手段の整備を検討しているとのことである。

来日した東ティモール司法省法律諮問立法局関係者(以下「訪問団」という。)は、法務省法務総合研究所国際協力部とともに平成30年2月1日(木)に日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)を研修の目的で訪問した。

まず、日調連の小野副会長の進行の下、訪問団、通訳、法務省の順に紹介がされ、続いて日調連の出席者の紹介がされた。

次に、小野副会長から「我々は、日本の土地・建物の表示に関する登記に必要な調査・測量、申請手続等を専門に任された資格者の団体であり、日々、

登記制度に携わっている。日本の登記手続の制度には、そのような手続情報の更新を個人の負担で行い、国民に義務を課し、境界を守っていかうという考えがある。本日の研修会が貴国の法整備のお役に立てることを期待して講義を行っていきたいと考えている。」との挨拶がされた。

訪問団からは、司法省法律諮問立法局長のネリンホ・ヴィタル(Mr. Nelinho Vital)氏から以下の旨の挨拶がされた。「本日はご多忙の中、このような機会と時間を与えていただきありがとうございます。東ティモールでは、昨年、国民に所有権を認める法律が整備された。元来、私有権は認められていたのだが、この法律に基づき正式に権利を付与されることになるので、施行のためには、まだまだ、たくさんの下位法令の整備が必要な状況である。国民の権利を保全するためにはとても重要な法律であるので、今回、我々司法省の中でも重要な部局の職員が大臣から勉強するよう命を受けて、派遣されてきた次第である。したがって、本日このような形で勉強させていただくことをとても光栄に思っております。どうぞよろしく願いいたします。」

続いて、東ティモール研修員に対して、日調連研究員の山田明弘氏及び小野副会長から「日本の不動産表示登記制度の概要」、「地図及び土地登記簿表題部の作成」と題して講義が行われ、その後、質疑応答の時間を持った。



代表者ネリンホ・ヴィタル氏



日調連研究員の山田明弘氏講義



記念品贈呈

質疑の中には、

- 土地家屋調査士は、境界紛争解決のために筆界に係る業務を行っているが、所有権界は取り扱わないのか。
- 東ティモールでは、航空写真が揃っていても、森林などにおいては、TS等で実測するが、日本においては、航空写真が揃っていても実測するか。
- 日本に設置されている基準点の管理、管轄についてどうなっているか。また、どれぐらいの間隔で設置されているか。
- 日本では、地図を作るときの線の色、太さ等に

ルールはあるか。

という内容のものがあった。

また、東ティモールでは、地籍に関する調査に関連して、観測のための電子基準点を10か所設置しており、うち1か所が24時間観測を行っている、また、治安上の意味から配点位置を地上ではなく建物の上に配備されている、という情報提供もあった。

最後に、訪問団から記念品が贈呈され、連合会からは扇子を手渡し、参加者全員で記念撮影を行った。  
(日本土地家屋調査士会連合会広報部)



全員で記念撮影

愛しき

# 我が会、我が地元

Vol. 50

## 鹿児島会

### 『鹿児島県出水市』

鹿児島県土地家屋調査士会 竹添 裕二

出水市は何と読むでしょうか？鹿児島県内では至って普通ですが、「いずみし」と読みます。

今回は鹿児島県の北西部、熊本県との県境に位置する我が地元「出水市」を、ご紹介いたします。まず何と言っても日本一のツルの渡来地であり、毎年10月中旬頃から3月頃まで越冬します。この号がお手元に届く頃には、既にシベリアへ帰っていると思いますが、平成29年度は15,360羽のツルが訪れました。世界にいるマナヅルの約半分、ナベヅルの9割が集まるそうです。夕日の中、ねぐらに帰るツルの姿はなかなか美しいです。28代薩摩藩主になった島津斉彬公が参勤交代の帰り道に出水に立ち寄り、その遠浅の海岸を見て、新田(干拓地)を開くよう指示され、それが現在のツルのねぐら(越冬地)となっている荒崎地区です。

続いて、薩摩藩最大の出水麓武家屋敷群。薩摩藩は外城制度を設け、各地に多くの武家集落を作り、特に肥後の国に接する薩摩の北の玄関口である出水は防衛上重要な場所であったため、藩内で最初に築かれ大勢の武士が住んでいました。その広さは東京ドーム9個分といわれ、現存する公開武家屋敷は復元されたものですが、碁盤の目のような町割りや石垣など約四百年前の面影を残しています。また、事前に予約すれば武家屋敷で着物の着付けをし、着物で散策もできます。

続いて、八坂神社の大地蔵。大正14年に僧侶斑目仏師により、一枚の岩を切り出して作る一刀彫で

建立されました。一刀彫の地藏様としては日本一といわれています。交通安全、無病息災、子育てや延命の御利益があるとされています。

続いて、「鎮国山感應禅寺」は建久5年(1194年)島津家初代忠久が創建し臨済宗禅の祖栄西禅師が開山した日本一古い禅寺の一つといわれており、島津家菩提寺として栄えた所です。廃仏毀釈の際に、薩摩藩の全ての寺院や仏教文化財が崩壊する中、当時の和尚が甕に隠して命がけで護ったことにより、現在見ることができる県指定重要文化財の十一面千手観世音菩薩像など様々な文化財が保存されています。境内には、忠久、忠時、久経、忠宗、貞久の島津家5代の墓碑、五廟社が残されています。

他にも有りますが、紙面の都合上割愛して…。

今年、NHK大河ドラマ「西郷どん」にあるように明治維新150年ということで、我が出水市でも「明治維新シラス像パーク」というイベントが開催されています。これは出水又は薩摩にゆかりのある幕末の偉人達をシラス像によって、出水麓武家屋敷群に甦らせ歴史の町を散策する楽しみの一つにしようとするものです。出水市在住の世界的サンドアーティストの吉野弘一氏の手により武家屋敷群内に点在し増え続けています。現在、西郷隆盛(二体)、大久保利通、小松帯刀、坂本竜馬、おりょうの六体が制作されています。今後、大久保利通(二体目)、島津斉彬、五代友厚、篤姫が制作される予定です。



夕日に映える出水のツル



公開武家屋敷・竹添邸



八坂神社の大地蔵



感応禅寺の五廟社



西郷隆盛像

西郷隆盛や大久保利通、小松帯刀は薩摩藩なので、分かるけど、「坂本竜馬夫妻」は何で？と思われた、そこのあなた、鋭い！

このイベントのガイドブックによりますと、幕末激動の時代を走り抜けた坂本竜馬は、二度鹿児島を訪れています。一度目は慶応元年5月1日に胡蝶丸で大阪から鹿児島へ渡り、18日に出水の野間の関へ、翌19日に船で肥後へ行っています。

二度目は翌年に妻おりょうを伴って、霧島温泉を訪れています。いわゆる日本最初の新婚旅行です。一度目の3年ほど前に、九州諸藩の現状視察及び薩摩藩の武力の根拠を探ろうとしたが、薩摩藩に入国を拒否された、その場所が出水の野間の関だそうです。

この「明治維新シラス像パーク」は、平成30年12月中旬頃までの開催なので、お早にお越しをお待ちしています。

## 山梨会 『行ってみるじゃん！我が地元』

山梨県土地家屋調査士会 小野 俊昭

山梨といえば何が有名でしょうか？

富士山・ぶどう・もも・ワイン・武田信玄などが思い浮かぶ方が多いのではないのでしょうか。いえいえ、山梨の魅力的なものはまだまだたくさんあります。

その中でも今回全国の皆様にご紹介したいのは、我が地元である、山梨県の北部に位置する北杜市(ほくとし)です。

初めて聞いたな？ほとんどの人がそう思うのでしょうか。ここ最近、「移住先を選ぶランキング」で上位に選ばれている北杜市。自然豊かで、山々に囲まれた景観もよく、水もキレイで名水百選に3か所認定されるなど様々なお勧めポイントがあります。

なかでも我が町・武川町(むかわちょう)から全国へ発信したいものとして、「武川米(むかわまい)」、「南アルプスユネスコエコパーク」、「神代桜(じんだいざくら)」を今回紹介させていただきます。

### 「武川米(むかわまい)」

北杜市武川町は、南アルプスの甲斐駒ヶ岳や鳳凰三山から流れ出るきれいな水(南アルプスの天然水)があり、花崗岩質の良質な砂質土壌、標高が約700mで気温が高すぎず日照時間が長く、昼夜の温



武川米

度差が大きいなど、おいしいお米が採れる条件の水・土・気候が揃っています。

その武川米の中でも幻のお米といわれている農林48号(通称ヨンパチ)は特においしいです！栽培しにくく生産量も少ないため、全国に出回ることがほとんどなかったため、あまり知られていませんでした。しかし、農家の努力と情熱により近年は品質も向上しています。香ばしく冷めてもおいしいので、おにぎりでお勧めです。毎年秋頃に「むかわ米米(こめこめ)祭り」も開催しています。是非、来て武川米をご賞味ください！

### 「南アルプスユネスコエコパーク」

ユネスコエコパークって何？世界遺産みたいなもの？って思いますよね。私も正直言ってよく理解していなかったため、これを機に北杜市役所観光課に行き勉強してきました。以下のとおりです。

ユネスコエコパークとは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、ユネスコが登録を開始しました。ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏(MAB: Man and the Biosphere)計画における一事業として実施されています。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶとともに、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組です。ユネスコエコパークは国内で親しみを持ってもらうために付けられた通称で、海外では「BR: Biosphere Reserves (生物圏保存地域)」と呼ばれています。簡単に言うと、世界が認める素晴らしい自然等を守りながら、その自然等を生かして私たちが暮らしていく取組です。



南アルプスと武川の町並み

南アルプスの山々の周りの3県10市町村にわたる地域が、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」という理念の下、南アルプスユネスコエコパークになっています。北杜市では甲斐駒ヶ岳等の山々、尾白川等の清流、武川米等の農産物に代表される資源を活用した取組をしています。

ちなみに、南アルプスの山は今もなお年間約4mmものスピードで隆起していて、世界でもトップクラスだそうです。ん～私より成長していますね。

### 「神代桜(じんだいざくら)」

福島県の三春滝桜、岐阜県の根尾谷淡墨桜と並ぶ日本三大桜の一つです。樹齢が2000年ともいわれていて、日本で最古のエドヒガンザクラです。大正時代には国指定の天然記念物第1号となりました。

幹回りは11.8mもあり、近くで見るとその風格に圧倒されます。とにかく凄いです。また、桜が咲くと何とも言えない神々しさも感じられます。これは実際に見てみなければ分からないと思います。

また、神代桜の種子は宇宙にも運ばれたことがあります。その種子は宇宙の旅から戻り、その数個が発芽、大きく育ち始めました。宇宙を旅した神代桜の子孫、不思議なことに開花すると6枚の花びらを付けるものもあります。桜の見頃は毎年4月上旬頃ですので、満開情報をチェックして是非、来てみてください！

こうして紹介してみますと、全国に誇るものが数多くありますね。我が地元はいいところなんだ！と再認識しました。

皆さんが「行ってみるじゃん！」とちょっとでも思っただけなら幸いです。



神代桜

# 第11回国際地籍シンポジウム(福岡)

## 研究論文募集のお知らせ

「国際地籍シンポジウム」は、平成10年秋に台湾で開催された、韓国・台湾・日本を核とした研究者・実務家の研究大会において設立された「国際地籍学会」の主催によるもので、2年ごとに三者持ち回りで開催されているものでありますが、この度、来る11月21日(水)に、福岡県(福岡市)において第11回国際地籍シンポジウムが開催されることとなり、そこで論文の発表を予定しております。

つきましては、同シンポジウムにおいて発表していただく論文を下の要領により、募集いたしますので、奮ってご応募いただきますようお願いいたします。

なお、応募に際しては、まず、論文の<要約>をご提出いただき、日本土地家屋調査士会連合会で選考の上、入選された方々につきまして、改めて、論文(本文)のご提出をお願いすることにしております。

### ●募集論文のテーマ

メインテーマ 『地籍 Society5.0』～地籍制度の充実による「超スマート社会」の実現～

#### (1) 地籍に関する制度、法律、教育

超スマート社会に対応するために必要な新たな法整備の必要性、制度の変革及び新たな教育改革に関する研究

#### (2) 地籍情報に係る技術(測量、測位、情報処理等)

地籍情報の高度化に対応できる技術の進歩と地図作成・更新の効率化に関する技術の研究

#### (3) 土地空間情報に係る連携・進化(土地空間情報の多目的利用、流通、融合等)

超スマート社会が必要とする地籍情報のオープンデータ化及び共有化が進むことによる産業再編に係る研究

上記(1)から(3)のいずれかに関するもの。

### <要約>

○**応募資格** 土地家屋調査士会員(ただし、日調連研究所研究員及び地籍問題研究会会員の外部研究員を含みます。)

### ○書式

データ形式: Microsoft Word形式

用紙: A4判1～2枚

フォント: MS明朝(英文はTimes New Roman)

フォントサイズ: 12ポイント

(ただし、タイトルは20ポイント太字、サブタイトルは16ポイント太字、見出しは12ポイント太字にしてください。)

文字数及び行数: 35文字・35行

余白: 上下左右: 25mm

○**応募方法** 応募する論文(要約)は原則として1人1テーマとし、要約(日本語)を以下のEメールアドレス宛て送信してください。

○**送付先** [rengokai@chosashi.or.jp](mailto:rengokai@chosashi.or.jp)

※メール件名を「国際地籍シンポジウム論文」としてください。

※メール本文に「論文テーマ」「所属会(土地家屋調査士会員の場合)」「氏名」「住所・電話番号・FAX番号」を明記してください。

※要約の最後に執筆者の氏名、所属会(土地家屋調査士会員の場合)、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを明記してください。

○**締切り** 平成30年6月15日(金)必着

要約を審査した上で、入選者には7月上旬に改めて日本土地家屋調査士会連合会から論文作成を依頼します。

※参考までに論文(本文)の書式等は次のとおりです。

### <論文>

○**書式等** 書式は要約と同じです。ただし、10枚程度とします。

また、論文のデータ及びPDFを上記Eメールアドレス宛てに送信(又は論文データを記録したCD-ROM及び印刷した論文1部を郵送)していただきます。

なお、応募原稿及び資料は返却いたしません。

○**締切り** 平成30年8月上旬予定

## 連合会長

### 岡田潤一郎の水道橋通信



2月16日  
～3月15日

桜前線が日本列島を北上する季節になりました。全国には、有名な花見スポットが数多くありますが、水道橋からの徒歩圏内にも千鳥ヶ淵、北の丸公園等々、息をのむほどの絶景ポイントがあります。中でも、靖国神社の桜を特別な思いで見上げているのは私だけではありません。

## 2月

### 21日 山下法務大臣政務官への表敬訪問

法務大臣政務官に就任されている、山下貴司議員を同郷でもある金関広報部長と共に訪問する。「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」の動向に関して意見交換させていただくとともに、今後の着眼点等を協議。

### 22日 第13回正副会長会議

平成29年度最後の理事会に向け、懸案事項の整理と方向性の確認のため正副会長会議を招集。時節柄、インフルエンザが猛威を振るっているが、我が連合会執行部は精力的に会務に対応している。

### 22日、23日 第5回理事会

平成30年度事業方針大綱(案)、各部事業計画案、それに伴う予算案の協議を中心に会議を進める。なお、各部共に成果に基づいた上での次年度以降における事業活動意欲が同われ、頼もしい限りである。

### 23日 CPD評価検討委員会

平成29年度土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会に出席。安達栄司先生、清水英範先生、鈴木満先生と連合会研修部で、土地家屋調査士CPD制度の現状と課題等について意見交換いただいた。

## 3月

### 3日 神戸照男氏黄綬褒章受章記念祝賀会

三重会の前会長・神戸照男先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席するため、三重県伊賀市に伺う。伊賀は忍者の里らしく、町のあちこちに手裏剣打ち体験や忍者衣装のレンタルショップが見受けられる。祝賀会では、神戸先生の地元愛が様々な場面で溢れており、誠に温かな空気に包まれた時間を過ごさせていただいた。

### 4日 相田治孝氏旭日双光章受章記念祝賀会

伊賀を後にして、そのまま山形県米沢市に向かい、相田治孝先生の叙勲祝賀会に出席させていただいた。どなたの祝賀会とも、感謝の気持ちの演出に工夫が凝らされていて、準備いただいた皆さんにもお礼申し上げる。連合会を代表してお祝いのご挨拶をさせていただき、昨日の伊賀牛に続いてこの日は米沢牛を賞味させていただいたが、共に甲乙付け難い日本が誇る美味なる肉である。

### 6日 全国測量設計業協会連合会との協議会

「全測連」と4年ぶりとなる協議会を連合会会議室にて開催。先方から方波見副会長はじめ6名と当連合会からも5名が、お互いの組織の課題や、確認したい内容に関し、共に袴を脱いで話し合うことができた。継続事案について、次回開催も約束し合った。

### 8日、9日 全国ブロック協議会会長会同

各副会長、専務理事、全ての常任理事と共に全国ブロック協議会会長会同に臨む。連合会からは、現在、取り組んでいる事項につき説明するとともに、平成30年度の事業方針大綱(案)他をお示ししたところである。ブロック協議会長の皆さんからは、連合会の推進力となる活動を行いたい旨の提案をいただき、誠に力強く感じるとともに身の引き締まる思いである。

### 11日 佐藤忠治氏黄綬褒章受章祝賀会

平成29年秋の黄綬褒章に輝いた佐藤忠治先生の祝賀会が埼玉県さいたま市浦和区で開催。この日は、東日本大震災から7回目の3・11でもあり、開会の前に皆さんで黙祷を捧げた。私は、受章のお祝いのご挨拶をさせていただいた後、追悼式典に向かうこととお許しいただき、失礼させていただいた。

### 11日 東日本大震災七周年追悼式

後ろ髪を引かれる思いではあったが、浦和を後にし、政府主催の東日本大震災追悼式典(東京：国立劇場)に向かう。今年も3月11日がやって来たわけで、東日本大震災から7年の時間がたち、東北そして日本中が追悼する日である。全国1万6千数百名とその家族、事務所の方々を代表して、哀悼の誠を捧げ、献花させていただいた。

### 14日 全調政連 第18回定時大会

全国土地家屋調査士政治連盟第18回定時大会に戸倉副会長、柳澤専務と共に出席し挨拶。土地家屋調査士の政治連盟は、他士業の政治連盟に比べると歴史的には浅いが、この日の懇親会に国会議員の先生方の本人出席が、95名を数えたことを鑑みても諸先輩方はじめ役員の方々の御努力により、確たる組織として成長していると感じる。制度の発展向上には联合会と政治連盟との連動と連携が不可欠であり、全ての土地家屋調査士に政治連盟加入に対する理解と協力を願うものである。



**告知板**

# 土地家屋調査士新人研修修了者

平成29年度土地家屋調査士新人研修(近畿・中部・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

## 近畿ブロック協議会(54名)

### 大阪会(22名)

三谷 俊介	品川 雅裕	北山 稔
日根 啓助	中川由起子	辻 大介
水野 貴由	上原 栄二	朝倉 努
轟 博晶	石元 幸二	藤谷 博昭
大石 一平	押村 征治	中西 茂浩
飯野 耕治	牧野 晃一	金光 豊
杉本 勇次	佐々木年郎	前田 雅久
田中 正二		

### 京都府会(9名)

島本 英年	三田村和幸	熊内 智哉
香山 耀平	山本 裕之	藤原 大輔
宮下 剛	竹上 靖彦	大牧 直人

### 兵庫会(17名)

齋藤 秋人	稲留 正博	山門 巧卓
加納 繁憲	田中 亨	谷川 満由
上田利喜男	大西 弘毅	山本 泰光
藤尾 誠	鶴田 道久	猪飼 忠嗣
原 靖範	大西 博司	橋本 広宣
金 哲二	森田 丈司	

### 奈良会(2名)

武永 章	金本 美鈴
------	-------

### 滋賀会(2名)

柴崎 翔平	中原 陽子
-------	-------

### 和歌山会(2名)

中島 一成	大東 康宏
-------	-------

(順不同・敬称略)  
計54名

## 中部ブロック協議会(52名)

### 愛知会(29名)

天野 晃浩	本間 聖司	宮下 裕史
木内 文夫	田宮 克規	小木曾真弘
松本 正	中津川翔紀	永田 新地
三宅 友広	濱田 公利	竹田悠記彦
勝尾 幸仁	由谷 努	石塚 正信
小境 智弘	中嶋 茂樹	正村 悠記
三浦 博文	水戸みどり	金津 貴博
天野 直秋	櫻井 知彦	早川 大三
岡地 裕治	川地 浩司	川添 真広
赤川 豊	北野 雅和	

### 三重会(2名)

稲葉 慎祐	市川 誠
-------	------

### 岐阜会(6名)

伊藤 啓祐	佐竹 一伸	高橋 紘平
矢崎 修二	廣瀬 泰輔	宮川 啓

### 福井会(4名)

菊川 享一	長谷川久範	戸田 泰智
松永 庄一		

### 石川会(8名)

本多 猛	山村 優季	金森 智修
内潟 幸宏	三野 和宏	越野 真綺
北村 興治	舘 竜一	

### 富山会(3名)

上 雅大	松本 景文	島山 周大
------	-------	-------

(順不同・敬称略)  
計52名

---

## 九州ブロック協議会(50名)

---

### 福岡会(14名)

大場健太郎	花本 豪	半田ゆかり
高嶋 宏行	黒岩 舜平	今村 雅文
橋本 龍宜	中島 博臣	西依 忠之
大石 貴彦	比嘉 邦子	山口 純
中村 聡	深川 一成	

### 佐賀会(2名)

渡邊 武敏	井上 航
-------	------

### 長崎会(5名)

清川 勝一	中村 一彦	本多 史典
高原 瑞	越智 一仁	

### 大分会(6名)

甲斐 康司	藤井 茂雄	佐藤 祐紀
小野 洋平	成松 由美	岩田龍太郎

### 熊本会(6名)

白石 健司	大津山彰二	後藤 俊二
佐藤 龍彦	東 康博	廣瀬 公則

### 鹿児島会(12名)

岩下 幸司	里之園 健	中山真太郎
永野しのぶ	富永 正仁	松田 勝則
祁答院直之	園田清一郎	上村 和也
吉村 祐美	森永 高昭	山崎 郁弥

### 宮崎会(5名)

上原 誠史	寺田 真	富山 康介
柿木 幸成	富田 智行	

(順不同・敬称略)  
計50名

---

## 東北ブロック協議会(31名)

---

### 宮城会(11名)

加藤 義和	梅津健太郎	大友 裕和
齋藤 元	加藤 幸博	小山 昭弘
常川 哲也	泉 裕一	本郷 祐弥
黒澤 若菜	澤田 雅史	

### 福島会(5名)

石塚 裕子	佐藤 富之	鈴木 淳一
二階堂 慎	関口 洋平	

### 山形会(7名)

東海林裕介	佐々木建一	佐藤 圭
船山 一司	奥山 彰太	池田 竹義
青山 昇		

### 岩手会(5名)

伊藤 友洋	廣田 利彦	平野 貴行
青木 紀彦	阿部 雅行	

### 秋田会(1名)

大山 久佳

### 青森会(2名)

藤谷 大樹	木村 信秀
-------	-------

(順不同・敬称略)  
計31名

---

## 北海道ブロック協議会(16名)

---

### 札幌会(11名)

白澤 良市	中橋 誠一	浜地 宏一
大桃 涼輔	松村 洋典	笹島 和寛
渡邊 亮	高橋 雄大	澤田 芳雄
岩田 恭明	小川 友哉	

### 旭川会(2名)

小林 裕之	宇野 元
-------	------

### 釧路会(3名)

澤田 武	阿部 敦	須貝 鋭志
------	------	-------

(順不同・敬称略)  
計16名

---

## 四国ブロック協議会(8名)

---

### 香川会(2名)

植松 浩司      横山 貴大

### 高知会(3名)

公文 康三      筒井 伸光      江口 揚亮

### 徳島会(1名)

赤岩 正敏

### 愛媛会(2名)

堀川 貴史      宮内 晋

(順不同・敬称略)  
計8名

### 第14回土地家屋調査士特別研修の日程について

第14回土地家屋調査士特別研修の日程を下記のとおり決定しました。

#### 記

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 基礎研修   | 平成31年7月19日(金)～21日(日)   |
| (2) グループ研修 | 平成31年7月22日(月)～8月22日(木) |
| (3) 集合研修   | 平成31年8月23日(金)、24日(土)   |
| (4) 総合講義   | 平成31年8月25日(日)          |
| (5) 考査     | 平成31年9月7日(土)           |

※例年、2月頃からの約2か月間で実施しておりましたが、平成30年度以降の土地家屋調査士試験の実施時期が変更となりますことから、これに合わせて、特別研修の実施時期も変更することとしましたのでご注意ください。

2月

16日

第5回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第13回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第14回土地家屋調査士特別研修について

22日

第13回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成29年度第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について

22日、23日

第5回理事会

<審議事項>

- 1 平成30年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 土地家屋調査士倫理規程の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士調査情報保管理システム「調査士カルテ Map」」の説明会未参加の各土地家屋調査士会への説明をウェブ会議で開催することについて
- 2 平成29年度全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 4 退職金特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 5 中央実施型の新人研修について
- 6 第14回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 7 第14回土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約について
- 8 平成30年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 9 平成30年度の全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施計画について
- 10 平成29年度のメディアを利用した広報活動(PR専門会社を利用した広報活動)について
- 11 平成29年度のメディアを利用した広報活動(テレビ番組への出演及び同映像の二次利

用)について

- 12 全国会長会議の運営について
- 13 平成30年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

23日

第4回監査会

26日

第3回事務所形態検討チーム会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法人業務処理マニュアルの作成について
- 2 土地家屋調査士事務所の事業継承や人材育成(共同事務所、一人法人)について

3月

1日

第6回総務部会

<協議事項>

- 1 平成30年度総務担当者会同の開催について
- 2 懲戒処分情報の公開期間について
- 3 全国会長会議の運営について
- 4 表札(日本土地家屋調査士会連合会施行規則附録第13号)について
- 5 法定相続情報証明制度の見直しに関するパブリックコメントについて
- 6 常任理事会の監査について

5日、6日

第7回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について
- 2 平成30年度委員会の日程について

7日

研究所 研究所テーマ「国土有効利用」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「国土の有効利用に関する研究」について

8日、9日

全国ブロック協議会長会同

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会の運営状況等報告について
- 2 連合会事業経過報告について
- 3 ブロック協議会会長からの建議について
- 4 連合会が取り組んでいる事項等の説明につ

- いて
- 5 平成30年度における事業方針の説明について

### 13日、14日

#### 第5回業務部会

##### <協議事項>

- 1 平成29年度事業計画の進捗状況の確認及び平成30年度事業計画(案)について
- 2 筆界特定制度に関する事項について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 5 登記基準点の商標登録について
- 6 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について(平成30年度事業)
- 7 平成30年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 8 次回業務部会の開催について
- 9 各種委員会の開催について

### 14日

#### 研究所 第3回研究所テーマ「諸外国地籍」会議(電子会議)

##### <協議事項>

- 1 研究テーマ「諸外国の地籍制度等に関する研究」について

### 15日

#### 第4回編集会議(電子会議)

##### <協議事項>

- 1 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信について
- 2 土地家屋調査士会の実施する事業等の紹介について
- 3 4月号の編集状況について
- 4 5月号から7月号の掲載記事について
- 5 イベント情報について
- 6 平成30年度の会議日程について



# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者

平成30年2月1日付

神奈川 3083 田中 学海  
 神奈川 3084 比留川綾一  
 埼玉 2661 野村 竜也  
 千葉 2193 杉野 大輔  
 千葉 2194 石畠 圭一  
 群馬 1068 小茂田勝大  
 静岡 1805 小野 英則  
 山梨 406 清水 数章  
 山梨 407 眞壁 良徳  
 大阪 3326 杉本 勇次  
 大阪 3327 中原 俊二  
 大阪 3328 佐々木年郎  
 大阪 3329 前田 雅久  
 大阪 3330 田中 正二  
 兵庫 2497 有川 貴宏  
 兵庫 2498 角谷 哲二  
 兵庫 2499 森田 丈司  
 兵庫 2500 一幡 貴司  
 奈良 448 金本 美鈴  
 和歌山 440 坂口裕一朗  
 愛知 2965 大林 史典  
 愛知 2966 上田 敏克  
 愛知 2967 浜島 圭介  
 岐阜 1290 岩田 崇司  
 岐阜 1291 石神 久志  
 岐阜 1292 大野 朋昭  
 石川 673 内潟 幸宏  
 広島 1892 武田 圭史  
 広島 1893 越智 寛高  
 福岡 2317 川上 隆裕  
 福岡 2318 比嘉 邦子  
 福岡 2319 松尾 良隆  
 大分 841 藤井 茂雄  
 大分 842 佐藤 祐紀  
 熊本 1211 後藤 俊二  
 宮城 1038 黒澤 若菜  
 福島 1492 佐藤 富之  
 福島 1493 鈴木 淳一  
 福島 1494 二階堂 慎  
 福島 1495 関口 洋平  
 高知 680 江口 揚亮

平成30年2月13日付

東京 8030 川又 由光

東京 8031 峰岡 一成  
 東京 8032 熊谷 健太  
 栃木 938 下山 知昭  
 栃木 939 長 真次郎  
 大阪 3331 漆原 一登

平成30年2月20日付

静岡 1806 鈴木 康佑  
 愛知 2968 角谷 克己  
 愛知 2969 菅本 知寛  
 鹿児島 1091 森永 高昭  
 宮城 1039 澤田 雅史  
 高知 681 松本 光広

## 登録取消し者

平成29年11月26日付

福岡 2236 吉田 明生

平成29年11月30日付

大阪 2001 松富 憲二

平成29年12月2日付

東京 5934 山田 健

平成29年12月4日付

神奈川 2423 小網 正治

平成29年12月8日付

高知 261 吉岡 増夫

平成29年12月21日付

広島 1371 市川 含

平成30年1月1日付

埼玉 2522 長坂 慎吾

平成30年1月2日付

大阪 2255 関 健三

平成30年1月6日付

福岡 1807 助田 康二

平成30年1月14日付

福岡 1775 栗山 養一

平成30年2月1日付

神奈川 1681 石垣 絃友  
 長野 1109 高野 泰治  
 熊本 1048 谷口 浩司

香川 696 石田 真一

平成30年2月13日付

神奈川 2162 武笠 幹  
 埼玉 1371 吉田 悠司  
 埼玉 1387 犬竹 正治  
 栃木 212 杉山 平  
 静岡 1480 新家 吉堯  
 京都 556 松本 和之  
 岐阜 1009 奥田 良司  
 福井 395 永井 良治  
 石川 540 田邊 孝  
 福岡 1681 三宅憲次郎  
 福岡 2079 濱田 隆司  
 熊本 823 田上 數彦  
 沖縄 302 金城 清正

平成30年2月20日付

埼玉 1368 長嶋 義輝  
 静岡 1020 勝亦 正雄  
 熊本 1020 和田 欣幸

## ADR認定土地家屋調査士登録者

平成30年2月1日付

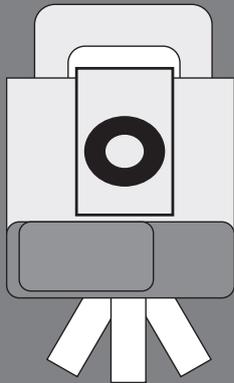
東京 7304 小島健太郎  
 静岡 1784 鈴木 正昭  
 大阪 3054 吉沢淳之介  
 鹿児島 1025 西 拓也  
 鹿児島 1055 郡山 天志

平成30年2月13日付

東京 5614 坂本 勝  
 東京 6147 高野 俊晴  
 東京 6378 濱中 好夫  
 神奈川 3042 西江 淳  
 千葉 2156 根本光太郎

平成30年2月20日付

鹿児島 1091 森永 高昭



# 測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

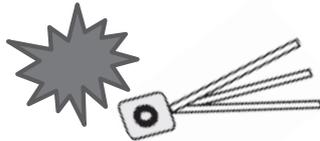
保険期間：平成30年4月1日午後4時から1年間  
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非  
ご検討ください!



## お支払い例①

測量中誤って測量機器を  
倒し壊れた



## お支払い例②

保管中の測量機器が  
火災にあい焼失した。



## お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に  
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

### 【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**  
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B17-102766 使用期限:2019年4月1日



桜鯛

深谷健吾

俎なだ板に色をこぼして桜鯛  
春灯の川面に揺れて先斗町  
飛驒谷へ真つ逆さまに鳥の恋  
春愁や居間に喪服の掛けしまま  
夕柳揺れて銀座の裏通り

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

山深く住みて米寿や豆を撒く  
雲流る羽音も軽く帰る鳥  
酔へばまた嫁の自慢や春炬燵  
水戸学は今も誇りや梅の花  
下萌えや確と聞こえる地の鼓動

岐阜 堀越 貞有

縁側の睡魔の襲ふ春の昼  
冴え返るトンネル内の事故に事故  
湯豆腐の湯気をはさみて声と声  
小流れに片足入れて土筆摘む  
川沿ひの高山線や春めける

茨城 中原ひそむ

日々無為のこれが幸せ日向ぼこ  
諍へしあとの空しさ虎落笛もがりぶえ  
ことりとも音せぬ雪の露天風呂  
野良猫の根性欲しや寒波来る  
バス待ちの誰もが無口雪催ひ

愛知 鍋田 建治

蠟梅の一輪咲きて香を放つ  
老梅や隣へ傾ぐ無縁塔  
境内の杭に寄り添ふ仏の座

島根 やまつつじ

青天へ羽裏よごして田鶴舞へり  
露天湯へ三瓶山より春の雪  
税務署へメール送信納税期

岐阜 川上 義久

意に沿はぬ別れとなりて卒業歌  
村総出して雪割の日々となり  
露天湯の湯の香ただよう下呂の春

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

水戸学は今も誇りや梅の花

「梅の花」は、今でこそ日本の花と言えは桜を指すが、その昔は梅こそが花であった。菅原道真の飛梅の故事以来、日本人の精神文化とも深くかかわりを持つ木の花となった。尚、水戸には第九代藩主の徳川斉昭によって造園された梅の名所の偕楽園がある。「水戸学」とは、江戸時代の後期に興った国家主義思想であり、水戸藩の学風を指す。提句は「水戸学」と「梅の花」との取り合わせの妙の佳句である。

堀越 貞有

小流れに片足入れて土筆摘む

「土筆」とは、杉菜の地下茎から生ずる胞子茎。早春、堤や土手に群がって萌え、頭は筆のよう、茎には節がある。土手の傾斜地の

摘み易い所は既に摘まれ済み。残っている場所は川岸ばかり。この句のポイントは「小流れに片足入れて」のフレーズであり、土筆摘みの臨場感ある情景を活写した佳句である。

中原ひそむ

バス待ちの誰もが無口雪催ひ

「雪催ひ」とは、雲が重く垂れ込め、今にも雪が降ってきそうな空模様のこと。大雪になるとバス停にはバス待ちの列。遅れがちな待ち客は話もせず、雪催ひの空に不安は募るがひたすら待つのみである。「誰もが無口」のフレーズにより、現状が見事に映像化された秀句である。

鍋田 建治

境内の杭に寄り添ふ仏の座

「仏の座」とは、正月の七草の一つ。蒲公英を小型にした草で、早春黄色の頭頂花を開く。境内を守る神聖な赤の杭と黄の仏の座との取り合わせが妙の佳句である。

やまつつじ

税務署へメール送信納税期

「納税期」とは、二月十六日から三月十五日までの確定申告の期間のこと。納税手続きを税務署へメール送信とは。いかにも現代的で時世を反映した人事句に敬服。

川上 義久

村総出して雪割の日々となり

「雪割」とは、春になって道路や家の周囲に積った雪を割って川などにすてること。今年も五年に一度の大雪とか。日々の生活を句材にした奥飛驒での一句に敬服。

## 福岡会

### 「未登記建物解消月間」

制度対策委員長 友野 博昭



『会報 ふくおか』第123号

飯塚支部は10月1日「法の日」より10月31日を未登記建物解消月間と銘打って、市民の皆様に対し土地家屋調査士制度のPRのための無料相談等を行なっておりますが、この飯塚支部のPR事業は、アイデアに溢れたものであり、また効果も大変大きかったと思われるため、会員の皆様にも飯塚支部の活動内容を知って頂きたく、寄稿させていただきます。

飯塚市では庁舎建替に伴い、本年5月に新庁舎を開庁しております。不動産登記法は土地や建物の所有者に登記を義務付けているが、固定資産税が課せられない国や地方自治体は、付則で「当分の間は適用しない」とされているため、通常、庁舎等は登記されておりませんが、飯塚支部では飯塚市と協議の上、支部の会員により新庁舎の登記を行ない、市役所の庁

舎も登記を行なっている旨を前面に打ち出して、パンフおよび横断幕にて市民の皆様々に未登記建物の登記を促すものでした。飯塚市をはじめ全国の自治体は現在、空家対策に取り組んでいる最中であるため、未登記建物の解消することは、市民の財産を守るためだけではなく、空家対策にも大きく寄与するものと、市関係部局および市長にも大変喜んでいただきました。(本職は飯塚支部であるため事業終了後に、各課長ともお話をさせていただきましたが、今までに無いほどの好対応であり、その後の公共嘱託関係についてもかなり好影響があった結果となっております) また9月28日の表敬訪問では市長に野中会長および吉岡支部長が市庁舎の登記完了証を手渡され、その様子を新聞社が取材に来られるなど、本事業は大成功でありま

した。

飯塚支部が行なった本事業は県会の支部に対する地域貢献活動助成金制度を活用したものであり、他支部の皆様もぜひとも本制度をご活用していただき、各支部が活発な活動を行なって頂ければ、土地家屋調査士制度も益々発展していくものと考えます。



# 石川会

## 「越前・加賀県境引き」

広報部長 葛西 庄平



『kaihou ISHIKAWA』第164号

福井県土地家屋調査士会の佐竹広報部長からのお誘いを受け、平成29年10月15日(日)、越前加賀県境の館前にて開催された、第3回鹿島の森伝説越前・加賀県境綱引きを高宮福井会長と見物してきました。

このイベントは鹿島の森をめぐり、加賀の女神と越前の男神が争った伝説に基づいて、加賀市とあわら市岡市民の交流を深め、広域観光交流を通して互いの地域が活性化することを目的に開催されています。

その伝説では、鹿島の森をめぐり、加賀の女神が自分の長い髪を切って綱にし、越前の男神は近くに落ちていた綱を鹿島に巻き付け

引き合っていたが、なかなか勝負がつかなかったところ、男神の綱が切れ尻もちをつき、鹿島は加賀の方にすこし動き、男神の大きな尻もちの跡は北潟湖になったというものです。

実際にも「三壺記(三壺聞書)」によれば、南北朝時代に加賀と越前で領主争いがあり、室町幕府初代將軍の足利尊氏により、加賀のものとしたそうです。

加賀(石川)側が13チーム、越前(福井)側が12チーム参加し、小雨が降る悪天候の中、熱い戦が繰り広げられました。

まず38試合を行い、勝ち越した加賀に1勝のアドバンテージが与えられ、代表戦が4試合行われ、

通算3勝2敗で加賀側が勝利しました。

勝利した方が県境モニュメントを相手側に1メートルずらすというルールがあり、過去2回の開催では1勝1敗ということで県境モニュメントはちょうど県境に配置されておりましたが、今回は加賀市側が勝利したため、あわら市側へ1メートル移動されました。

我々土地家屋調査士からすると境界を移動するという暴挙(笑)を黙って見過ごすわけにはいかないと、福井会と共同でこの境界紛争を仲介する形で参画できないかと検討中であります。興味がある方は、仲間を集めて参加してみてもいかがでしょうか。



## 「パネルクイズアタック25に 出場しましたよ！」

七尾支部 大星 雅司

私は2017年7月に朝日放送の「パネルクイズ アタック25」に21年ぶり2度目の出場をしました。前は同点決勝で敗れていたためそのリベンジです。

最近の「アタック25」では出場者をテーマで括ることが多いのですが、私が出場したのは「自営業大会」でして、2013年NHK総合テレビで出演した「連続クイズ ホールド・オン」に引き続き、職業：土地家屋調査士を前面に押し出して参加しました。放映時のプロフィール紹介にて、司会の谷原章介さんに「土地家屋調査士ってどんなお仕事なのですか？」という質問をもらい私なりに説明をさせていただくことが出来ました。さまざまな説明をした中、放映では「真の筆界を探し出し、境界紛争を解決できる専門家」という使命の部分を取り上げていただけたのはうれしい誤算でした。更に番組途中のパネル展開でも「基準点となるパネルを埋めた」「塗りつぶして境界がはっきりした」など谷原さんから素敵なコメントもいただきました。その甲斐あってか対決した豊屋さん、パン屋さん、造園業の方々を抑え優勝することができました。(最終旅行問題は間違っちゃったけど…)

やっとリベンジは果たせたのですが、今度また出場できるのであれば年間チャンピオン大会に出てみたいし(今回はチャンピオン大

会に出場するにはあと1枚足りなかった!)、最終問題も正解して旅行も行きたいなと思っております。そしてその時には、また土地家屋調査士を宣伝できればいいなとも考えております。

皆さんもTVのクイズ番組へ出場してみたらいかがでしょう。(合わせて土地家屋調査士を宣伝できればいいですね)もし「アタック25」にアタック(笑)される方がいればご参考までに番組出場までのプロセスを少しご説明させていただきます。石川県の場合まずは年に1、2回行われる予選会に応募します。応募は番組HPからかハガキでできます。応募者抽選で通過した人にだけハガキが来ます。予選会の

お知らせが来た人は例年ですと金沢市松島にある北陸朝日放送本社に集合することになります。予選会ではプロフィール表を記入してペーパーテストに挑戦します。(現在は7分間で30問、半分が時事の問題です)ペーパー上位者だけが面接に進み、面接をパスすると合格通知ハガキが郵送で来ます。ただしこれは1年間有効の出場権利なだけで、テーマ・組合せ等で呼ばれなければそれで終了です。その後番組スタッフから連絡があれば出場決定、大阪の朝日放送にてテレビ収録となります。

さあ皆さんも大阪であばれて来てくださ〜い!



# 青森会

## 「日調連広報員に就任して」

総務・財務部長 赤平 裕記



『会報 あおもり』第203号

### ◆ミゾミゾ◆

平成29年7月21日(金) 35.9℃  
熱中症注意  
青森県土地家屋調査士会館3階大会議室

理事会開始早々、会長から何やら怪しげなものが私に贈呈される。一見、普通の「目録」に見えるが、水引は「赤色」と「黒色」の手書き。

何やらミゾミゾする…

中身をすぐ開けようとするが、何かが私に「待った」をかけている…

センテンススプリング的なものか？いや、身に覚えがない(はずだ)…

開けたら最期、パンドラの箱なのか？

さらにミゾミゾする…

「さあ、開けて…みんなに読んできかせて…」(幼子をあやすように)会長のこの上ない笑顔である。ミゾミゾ感が最高潮に達する…

私は観念し、役員らの見守る中、震える手でその「目録」を開けた…

### ◆なんじゃこりゃ！？◆

「開けてびっくり玉手箱」これはもう死語なのかもしれない。しかし、中身を見たときは、そう思わずにはいられなかった。

「1. 連合会広報員就任の権利 右の通り 就任の権利を贈呈いたし

ます。」

連合会！？広報員！？両手にあるその手紙を眺めて、こう思った。「なんじゃこりゃ！？」

### ◆説明しよう！広報員とは…◆

正式名称「日本土地家屋調査士会連合会広報員」

通称「広報員」

目的「連合会広報部業務の補助」  
任務

1. 会報の編集、取材活動及び執筆の業務
2. 連合会が行う土地家屋調査士制度広報活動への参加
3. 調査士会及びブロック協議会に関する情報の収集

ということで、品位を保持し、公正な立場で誠実にその任務を行うのである。(ん？どっかで聞いた文言である…)

連合会広報部で適任者を探しだし、その会員(赤平)が「いいよ」となれば、所属会会長(三戸会長)の承諾を経て、岡田連合会会長が委嘱するそうだ。



「承知いたしました…」(最後は聞こえないぐらい弱い声で…)こう言わざるを得ない。(付度?)開けてしまったら最期。そう、この「目録」はまさに「玉出箱」であった。

### ◆初の日調連会館◆

平成29年9月21日(木) 29.5℃

私は今、日調連会館の前にいる。東京ドームとは水道橋駅を挟んで反対側にある会館。東京土地家屋調査士会、東京公嘱協会も入るビル。



ここで今日から二日間、連合会の広報部会が開催されるのだ。

緊張の面持ちで4階の会議室に入ると、すでに何人かの姿が。

青森会の切り札「伊奈かつぺい名刺」で挨拶だ！

一通り挨拶を交わし、頂いた名刺をみると、何とまあ、全国各地津々浦々。

岡田潤一郎連合会会長(愛媛県)  
広報部担当の戸倉茂雄副会長

(山口県)

金関圭子部長(岡山県)  
山口賢一次長(長崎県)  
東良憲理事(奈良県)

そして他の広報員は、札幌をはじめ、長野県、東京都、愛知県、香川県と多彩だ。

開催時刻が近づき、いよいよ広報部会が始まる。

#### ◆どんだん意見を！◆

「いままでの会報をどんだん変えて行って欲しい！！」「よりアカデミックなものにして欲しい！！」また、「いろんな意見を自由にどんだん出していこう！！」と、岡田会長の挨拶。

当初かなり緊張していた私も、このお言葉のおかげで肩の力が少し緩む。

金閣部長の進行のもと、各会、各ブロック協議会の広報活動、連合会規模の広報活動についての様々な報告、意見が飛び交う。当たり前であるが、「全国規模」であることに改めて身をもって感じる。

青森会以外の広報活動や、連合会の考えなど、今まで知らなかったことばかりで、面白い。

私にとって有意義な時間はあっという間に過ぎ、一日目閉会。

#### ◆今日は水道橋で6時◆

続く夜の懇親会。

始まるまで待ち遠しい…

水道橋駅近くのお店まで皆で移動。そして待ちに待った乾杯！！9月にしては、今日はかなり気温が高い日だ。ビールが進む、進む。そのせいか、ここでも議論が白熱し、みんなの士気も高まる。

続く二次会も勢いは止まらず。ここでもあっという間に時間が過ぎていく。しかし残念ながら私は翌日の部会もあるということで、渋々退席。まだ光り輝くネオンを

横目に、足取り重く宿泊先のホテルへ向い、今日の良き余韻を残したまま、眠りについたのだった。

#### ◆次回は東京、じゃない！？◆

快晴を迎えた二日目。今日は昨日ほど暑くは無い。

今日の会議は、連合会の調査士クイズの抽選会で始まる。パソコンで抽選をしてiPad当選者を決めていく。(ガラガラを回さない。)そして、前日と同様に、また有意義な議論が続き、あっという間に閉会を迎えたのである。

次回は10月。また東京だな、と思いきや…

「次は、電子会議なのでマイクとカメラ準備しておいて下さい…」！？ということは、「次に飲み…いや、部会で顔を合わせるのはいつ？」「1年後です。」何と！？あの店で、いや、あの会議室での直接の話し合いは当分無いのである。

10人ももの会員が、どのようにパソコンで会議をするのだろうか…

会議のあとは、懇親会がないのか…と思いつつながら青森に戻ったのである。

#### ◆吐息が…ネット◆

木々の葉が紅く染まりつつある10月27日秋。

目の前のモニターを凝視する私。そう、初の電子会議である。

モニターは、まさに十人十色。いろんな顔ぶれが画面を染める。

マイクで誰かが発言すると自動的にその者の顔が拡大！！

「なるほど…」

昔のネット会議とはずいぶん違うようだ。直に顔を合わせる直接的な会議とは趣が異なり、電子会



議では、進行役が参加者一人一人に確認、意見などを求める度合いが強い。

初めてのこともあって、聞き取りづらい点もあったが、なんとか2時間ほどの会議を終えた。

モニターを凝視し、耳を研ぎ澄ませていたためであろうか、目と耳の疲労感がハンパ無い。モニターが通常の画面に戻ると、ほっと、思わず吐息を漏らした。

電子会議は、実際に会って議論するより、なかなか意思疎通が難しい。しかし、交通等のコスト面では大分メリットがある。電子会議の今ある課題を検討、対策しつつ、電子会議ならではのメリットを最大限に活かせれば…などなど思う会議であった。

× × × × × × × × × × ×

この原稿を書いているのは11月16日。外は例年よりも遅い初雪である。

今年は雪が多い年なのか、少ないのか…

私はまだまだ広報員として新米者である。これから私には、様々なことが雪のように降り注ぎ続けるのだろう。降っては消え、積もっては消えてしまう雪。

しかし、雪解けを迎える頃には、それまで積み重ねてきた経験を活かし、少しでも土地家屋調査士広報に貢献できるよう、そんな花を咲かせたい。

# 未来の自分への贈り物

神奈川会 岩倉 弘和

金も力もない。誰だってそんなの嫌だけど、自分が年をとったとき、そんなふうになりたくなかったから国民年金基金を始めました。若い頃です。

もちろん当時だってお金に余裕があったわけではなく、将来のためにお金を使いたくなんてなかったです。ただ若いうちの貧乏より、年寄りになってからの貧乏の方が嫌だと思っただけです。

お金がなくなると幸せて言えるのは若いうちです。働けるし食ってはいける貧乏と、働けなくて食う金もない貧乏では、レベルが違います。何より若いうちは将来への希望や夢があります。

そんな年齢になる前に死にたいなと思っても、思いどおりに死ぬるわけでもない。長生きしてしまったときの保険と思ったのです。

性格の良い友人に恵まれていましたが、大半の友人は勤め人で厚生年金です。これも怖かった。友人は60才を超えたくらいで定年退職、退職金と厚生年金で懐も温かく、時間があり、ゆとりある余生を過ごせる。かたやこちらは退職金も厚生年金もなく、定年がないので救われるとはいえず、要するに余裕がないから死ぬまで働くしかない。一生余生がないばかりか、それも健康に恵まれこそすれで、万一働けなくなったら。

もちろん国民年金基金で全てが賄えるわけではありませんが、国民年金基金の掛金を払えない今の自分であるならば、将来もないなと思ったわけです。

今58才になりましたが、あの頃そう思って良かったなと思います。国民年金基金に入っていなかったら、その掛金の分はきっと訳も分からず消えていたと思いますし。あの頃はやればやったで、なんとかなった。

掛金を払えばその分稼げばよい、これが勤め人でない自分にできることです。また、その分も含んだ報酬を得ることができる受託方法を心掛けるようになりました。そういう対処ができるのも若いうちなのです。

未来の自分への贈り物として出来る最善であったと、今感じています。



**緊急決定**

大好評につき  
**延長!!**



**キャッシュバック  
キャンペーン**

もれなく  
**全員**

H30年  
**9月末日まで**

**新**規加入 **1万円**



先月&今月号の  
会報に挟まれている  
チラシも見てね

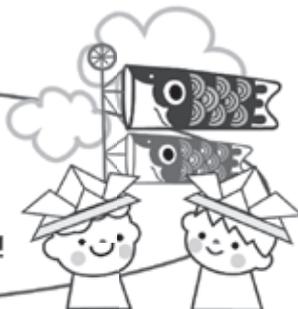
**増**口 **2千円**  
(1口につき)

\*現在、国民年金の掛金をお支払い中の方が対象です。

**5**月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

**5月15日**までがご加入・増口のチャンス!



土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

「ひばりに引退はありません。  
ずっと歌い続けて、いつの間にかいなくなるのよ。」  
～美空ひばり～

平成30(2018)年度がスタートしました。身も心も一新してお過ごしの方も多いと思いますが、今年ばかりは、例年とは違う想いを抱いている方もいらっしゃるかもしれません。

「昭和の歌姫」と聞いて、どなたを思い浮かべますか？山口百恵さん、松田聖子さんを代表とする往年のアイドル。色あせることなく歌われ続けている、中島みゆきさんや松任谷由美さん。あの「曲」といえば、テレサテンさん、ちあきなおみさん等々。懐かしい思い出の蓋を開けると、いろんな歌姫が脳裏に浮かんできます。

昭和天皇が崩御された、昭和64(1989)年1月7日。ブラウン管の前で当時小学4年生の私は、「昭和が終るんだ。歴史が変わるんだ。」とっていました。1月11日、祖母がいつも口ずさんでいた『川の流れるように』が発表。6月24日、自宅近くのプール開き。クタクタ

になるまで遊んで帰ると、美空ひばりさんの訃報が放送されていました。当時は「有名な人が亡くなられた」という程度の印象でしたが、年を重ねるにつれ、父が持っていたレコードを何となく聴いていると、私が知らない「昭和」の時代を重ねていたような気がします。

平成31(2019)年4月30日。平成天皇のご退位されるまで、あと1年。この時代を過ごせるのも、あと1年。「平成」を想いながら、土地家屋調査士の新たな時代での飛躍を考え、また次世代の土地家屋調査士へ襷とつなげることができるよう、一役員としても、一個人としても過ごしていきたいと考えています。

「平成の歌姫」、どなたを思い浮かべますか？吉田美和(DREAMS COME TRUE)さん、MISIAさん、宇多田ヒカルさんが頭に浮かんでいる私。しかし執筆中の今は、この歌詞が心の中で流れています。

『でこぼこ道や 曲がりくねった道 地図さえない それもまた人生』

広報部次長 山口賢一(長崎会)

## 土地家屋調査士

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

## 退任の挨拶

全国の土地家屋調査士会員の皆様へ

私儀

平成30年3月31日をもちまして有限会社桐栄サービスを退任させていただきました。長きにわたりまして公私共に格別のご厚情ご支援を賜り、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

引き続き同社への変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら土地家屋調査士会と土地家屋調査士会員の皆様方のますますのご活躍ご発展をお祈り申し上げます。

有限会社桐栄サービス  
取締役社長 三神尚長